

重要事項説明書

1. 事業者(指定居宅介護支援を提供する事業者について)

法人名	TKS株式会社
法人所在地	静岡市葵区足久保口組96番地の14
代表者氏名	代表取締役 亀井 正
電話番号	054-296-3385

2. 事業所の概要(利用者に対しての指定居宅介護支援を実施する事業所について)

(1) 事業所の所在地等

事業所の種類	指定居宅介護支援事業所
事業所の名称	居宅介護支援事業所 亀寿庵
介護保険 事業所番号	2274206073
事業所の所在地	葵区瀬名川2丁目27番41号
TEL/FAX	054-265-0077 / 054-265-0078
管理者氏名	佐々木 教之
指定年月日	平成24年 11 月15日
事業所の通常の 事業の実施地域	静岡市内。ただし、清沢地区、大川地区、玉川地区、井川地区、大河内地区、梅ヶ島地区を除く。

(2)事業の目的

指定居宅介護支援は、介護保険法令に従い、要介護者等が保健・医療・福祉サービスを適切に利用できるよう、要介護者等の依頼を受けて介護サービス計画を作成するとともに、その計画に基づいてサービスの提供が確保されるよう、事業者との連絡調整、介護保険施設の紹介その他の便宜の提供を行います。

(3)事業者が行っている他の業務(事業者は、次の業務もあわせて実施しています)

・通所介護事業 ・短期入所生活介護事業 ・介護付き有料老人ホーム

(4)営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日から土曜日(12月30日から1月3日を除く)
営 業 時 間	午前8時30分から午後5時30分

3. 職員の概要

職 種	人 数	勤務形態
管理者	1人	常勤 兼務 1人
介護支援専門員	1人以上 (管理者を含む)	常勤 兼務 1人以上

4. 居宅介護支援の概要

(1)居宅介護支援の内容

項 目	内 容 ・ 方 法 等
要介護認定等の 申請代行	・利用者の意思を踏まえ、要介護認定等に係る申請に対して必要な協力を行います。 ・要介護認定を受けていない利用者については、要介護認定等の申請がすでに行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合には利用者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう利用申込者を援助します。 ・利用者の要介護認定等の更新の申請が、遅くとも現在の要介護認定等の有効期間が終了する1ヶ月前にはなされるよう、必要な援助を行います。
居宅サービス計画の 作成	・居宅サービス計画の作成の開始にあたり、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用者等の情報を公平に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。 ・居宅サービス計画の作成にあたり、利用者の居宅を訪問し利用者が現に抱える問題点を明かにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握します。 ・把握した課題に基づき、居宅サービス計画の原案を作成します。 ・介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に基づいてサービスの種類、内容、利用料等について利用者に対して説明し同意を得た計画を居宅サービス計画とします。 ・居宅サービス計画の作成にあたって複数の指定居宅サービス事業者等の紹介の求めがあった場合は対応致します。 ・利用者より居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選択理由の説明を求めた場合は対応致します。
居宅サービス計画作成 後の管理(居宅サービ ス計画の 変更等)	・利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、利用者についての課題の把握を行います。 ・必要に応じて居宅サービス計画の変更及び指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとします。

サービス事業者との 連絡調整	・居宅サービス計画の作成にあたっての連絡及び、サービス提供中の状況の把握等について、サービス事業者と連絡を密にとり、適切な介護サービスの提供を行うよう指導するものとします。
介護保険施設等への 紹介	・利用者がその居宅においてサービスの提供を受け続けることが困難になったと認める場合及び利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。
その他	・介護保険制度等全般について、相談の受付、助言等を行います。 ・介護支援専門員1人あたりの担当者数は法令に基づき、限度とします。

(利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況	1 あり	実施日	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	① なし		
第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	② なし		

(2)居宅介護支援の利用にあたっての留意事項について

項 目	内 容
サービス提供 困難時の対応	・他の居宅介護支援事業者を紹介します。
サービスの質の向上の ための方策	・介護支援専門員研修等の研修に参加すること等により常に介護支援専門員の質の向上に努めます。
プライバシーの遵守	・支援事業者及び介護支援専門員は、利用者又はその家族の秘密を保持する義務を負います。 ・支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者が退職した後も、知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう従業者を教育します。 ・利用者のよりよいケアをするために、利用する事業者へ利用者の個人情報を提供させて頂きます。
事故発生時の対応	・速やかに事故の内容や状況等を把握し、事業所を挙げて適切な対応に努めます。 ・賠償責任がある時には賠償する義務を負います。

5.【BCP】感染症対策

○BCP】感染症・非常災害対策

- 感染症対策: 感染症の予防及びまん延防止のため、委員会を定期開催し、指針の整備・研修・訓練を実施します。発生時は業務継続計画(BCP)に基づき必要な措置を講じます。
- 非常災害対策: 地震・風水害等に備え、業務継続計画(BCP)を策定しています。定期的な訓練を実施し、災害発生時には安否確認及びサービス継続支援を行います。

6. ハラスメント対策

- 事業所は、職員の就業環境を守るため、ハラスメント防止の方針を明確化しています。
- 利用者、家族等が職員に対して暴力・暴言・セクシャルハラスメント・その他著しく常識を逸脱する行為(カスタマーハラスメント)を行った場合は、組織としてサービスの停止または契約を解除させていただく場合があります。

7. 人権擁護・虐待防止及び身体拘束の廃止

- 体制整備: 虐待防止委員会を定期開催し、指針整備・研修を実施しています。
 - 虐待防止責任者: 管理者 佐々木 教之
- 身体拘束の禁止: 緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束は行いません。
- 通報義務: サービス提供中に、養護者(家族等)や他事業所による虐待(身体拘束含む)を発見した場合は、速やかに市町村等へ通報します。

8. 利用料金

- (1) 利用料金の算定方法 利用料金は、厚生労働大臣が告示する「指定居宅介護支援に要する費用の額」に基づき算定します。
- (2) 具体的な金額(別紙参照) 利用者の要介護度および当事業所が取得する加算に応じた具体的な単位数・金額については、本冊子とは別の「別紙: 利用料金表」に定めます。
 ※法改正等により料金に変更となる場合は、新たな「別紙: 利用料金表」による説明をもって変更することとし、本契約書の再契約は行わないものとします。
 ※居宅介護支援費は、原則として介護保険から全額給付されるため自己負担はありませんが、保険料滞納等により給付制限を受けた場合は、全額(10割)を一旦お支払いいただく必要があります。(その際は「サービス提供証明書」を発行しますので、市町村窓口で払い戻し手続きを行ってください)

(3) その他の費用(実費等) 以下の費用については、利用者またはその家族の実費負担となります。

- 通常の事業の実施地域を超えた場合の交通費
 - 片道 10km 未満:1,000 円
 - 片道 10km 以上 30km 未満:1,500 円
 - (※有料道路代は実費)
- 要介護認定申請の手続代行費用
 - 無 料
- 情報の開示(複写)に係る費用
 - コピー代金:1 枚につき 10 円

(4) 支払い方法

- 請求:毎月 10 日までに前月分を請求します。
- 支払:毎月 20 日までにお支払いください(銀行振込 または 口座振替)。

9. サービスの終了について

- (1) 利用者都合: いつでも解約可能です。
- (2) 事業者都合: 人員不足等やむを得ない事情がある場合、1 ヶ月前までに通知して解約する場合があります(他事業所を紹介します)。また、信頼関係を損なう背信行為(ハラスメント等)があった場合は、直ちに解約することができます。
- (3) 自動終了:
 - 介護保険施設への入所、要支援・自立への区分変更、死亡した場合は自動的に終了します。

10. 苦情の受付

- 事業所窓口: 居宅介護支援事業所 亀寿庵(担当:佐々木 教之)
 - 電話:054-265-0077(月~土 9:00~17:00)
- 公的窓口:
 - 静岡市 介護保険課(054-221-1377)
 - 静岡県 国保連合会(054-253-5590)